

入 札 説 明 書

宮崎県が行う令和 7 年度宮崎県監査事務局工事調査業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記 5 に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 4 月 4 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称 令和 7 年度宮崎県監査事務局工事調査業務

(2) 委託期間 契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務委託の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目が「U-04 調査・研究・検査」もしくは「U-09 その他」で、主たる業務内容が工事技術調査であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公告日から入札日までのいずれの日においても、宮崎県から資格停止の措置を受けていない者であること。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地並びに連絡先

宮崎県監査事務局監査第二課

〒880-0805 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号

（電 話）0985-26-7257

（ファクシミリ）0985-26-7349

6 入札説明会及び質問事項等の受付

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問は、令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）まで受け付ける（土曜日、日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）。

なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、県庁ホームページに回答の掲載を行う。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 入札書の提出場所

宮崎県監査事務局監査第二課

(2) 提出期限

持参または郵送のいずれも、令和7年4月23日（水）午後5時までに到達したものを有効とする。

(3) 提出方法

別紙1の入札書（以下「入札書」という。）を持参または郵送により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。郵送の場合は、書留又は簡易書留とすること。

(4) 代理人が入札を行う場合は、別紙2の委任状を提出するほか、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「入札書在中」の文言を記載しなければならない。

(6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札金額は、仕様書に記載した委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札

(1) 開札の場所

宮崎県監査事務局監査第二課

(2) 開札の日時

令和7年4月24日（木）午前11時

(3) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

(4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行い、再度入札の回数は1回を限度とする。

(6) 落札者が決定した場合は、開札の結果をその場で発表する。ただし、入札者又はその代理人の立会いがないときは別途連絡を行う。

(7) 初度の入札において落札者がいない場合は、次のとおりとする。

① 開札の場において入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合

直ちに再度の入札を行う。参加者は再入札用の入札書を用意すること。

- ② 開札の場において入札者又はその代理人で立ち会っていない者がいる場合
次により再度の入札を行う。

ア 再度の入札の開札の日時、場所

(ア) 場所

宮崎県監査事務局監査第二課

(イ) 日時

令和7年5月1日(木) 午前11時

イ 再度の入札書には、「入札書」と印字された左側に手書き等で「再」と記載すること。

ウ 再度の入札書は初度の入札書と同様に封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「再入札書在中」の文言を記載しなければならない。

エ 再度の入札書(以下「入札書」)は持参または郵送により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

郵送の場合は、書留又は簡易書留とすること。

持参または郵送のいずれも、令和7年4月30日(水曜日)午後5時までに到達したものを有効とする。

オ その他の事項については、初度の入札と同様とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

(2) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10以上とする。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項第1号から第3号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除されることがある。

10 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表示金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。